

資料編 (案)

- 資料1 小金井市子ども・子育て会議条例
- 資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過
- 資料4 のびゆくこどもプラン 小金井 (案) について (報告)
- 資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について
- 資料6 小金井市子どもの権利に関する条例
- 資料7 子育て・子育てカレンダー
- 資料8 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容の算出方法
- 資料9 関係事業一覧 (小金井市子どもの権利に関する条例、子どもの貧困対策、及び子ども・若者育成支援)
- 資料10 用語解説

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 5人以内
 - (2) 教育又は子ども・子育て支援に関する機関又は組織に属する者 6人以内
 - (3) 学識経験者 4人以内
- 2 前項第1号の委員は、公募によるものとし、当該委員のうちに、子どもの保護者である者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子ども・子育て会議に、専門の事項の調査審議のために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事業を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(子ども・子育て会議の委員)

- 2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき小金井市が設置する次世代育成支援対策地域協議会の委員に委嘱されている者は、子ども・子育て会議の委員とみなす。

(委員の任期に関する特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会福祉委員	月額	11,000円
--------	----	---------

」を

「

社会福祉委員	月額	11,000円	
子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

資料2 小金井市子ども・子育て会議名簿

令和7年3月現在

選任区分	推薦母体等	氏名	任期
学識経験者	東京学芸大学	カネコ ヨシヒロ 金子 嘉宏	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	東京学芸大学	バンバ イクコ 萬羽 郁子	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	早稲田大学名誉教授	キタ アキト 喜多 明人	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	東京都多摩府中保健所	フカイ ソノコ 深井 園子	令和5年9月1日 ~ 令和6年3月31日
	東京都多摩府中保健所	ヤスオカ ケイコ 安岡 圭子	令和6年5月1日 ~ 令和7年8月31日
教育、子ども・子育て支援機関等	民間保育園長会	ワタナベ リエ 渡邊 利恵	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	幼稚園協会	ムラタ ユミ 村田 由美	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	市立小中学校長会	ダンバラ ノブカズ 檀原 延和	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	民生委員児童委員協議会	コミネ ユウコ 小峰 優子	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	学童保育連絡協議会	ムネカタ タクミ 宗片 匠	令和5年9月1日 ~ 令和6年3月31日
	学童保育連絡協議会	ゴトウ リツコ 後藤 律子	令和6年4月1日 ~ 令和7年8月31日
	小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会	スイツ ユキ 水津 由紀	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
公募委員	市民	ナガイワ ソウジュ 長岩 蒼樹	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
		カメヤマ クミコ 亀山久美子	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	児童の保護者	タケウチ ケイコ 竹内 敬子	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
	保育施設利用児童の保護者	フクイ カナコ 福井可奈子	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日
幼稚園利用児童の保護者	シミズ ケイジュ 清水 圭樹	令和5年9月1日 ~ 令和7年8月31日	

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

年月日	実施内容・検討事項等
令和5年9月22日	第1回小金井市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・会長、職務代理の選出 ・子ども・子育て会議所掌事務及び次期計画策定スケジュール ・部会設置について ・令和6年4月に向けた認可保育園等の定員変更について ・民設民営学童保育所設置事業者の募集状況について（口頭報告）
令和5年11月29日	第2回小金井市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・のびゆくこどもプラン 小金井に係る事業について ア 子どもの遊び場等整備事業、イ（仮称）中学生サミット ・子ども・子育て会議における部会設置について ・次期計画策定に係るニーズ調査
令和5年12月16日	小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・中学生による議論及び意見発表
令和5年12月26日～ 令和6年1月25日	ニーズ調査（郵送及びWEB）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：就学前児童の保護者 小学生児童の保護者（小学生児童の本人を含む） 中学生・高校生年代の保護者 中学生・高校生年代の本人 ひとり親家庭の保護者
令和6年3月18日	第3回小金井市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利部会委員指名（報告） ・民設民営学童保育所の状況について ・こども家庭センターの開設について ・トワイライトステイ事業について ・次期計画策定に係るニーズ調査
令和6年4月15日	第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市子どもの権利条例及び子どもオンブズパーソンについて ・子どもオンブズパーソンに係る成果指標について
令和6年5月27日	第4回小金井市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期子ども・子育て支援事業計画について ・こどもの意見聴取について ・子どもオンブズパーソンについて ・子どもの権利部会について ・放課後児童育成事業の入所児童数等について
令和6年6月8日～ 令和6年6月9日	キッズカーニバル KOGANEI の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児童～小学生児童からの意見聴取
令和6年6月19日	第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもオンブズパーソンに係る成果指標について ・小金井市における子どもの意見表明に係る取組について
令和6年6月28日	第5回小金井市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期子ども・子育て支援事業計画について ・こどもの意見聴取について

資料編

年月日	実施内容・検討事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て相談機関の設置について ・子どもの権利部会について
令和6年7月10日	第3回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 ・子どもオンブズパーソンに係る指標及び子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて
令和6年7月20日	U30こがねい会議室の実施 ・15歳から29歳による議論及び意見発表
令和6年7月24日	第6回小金井市子ども・子育て会議 ・現行「のびゆくこどもプラン小金井」の進捗状況の点検・評価 ・令和5年度子どもオンブズパーソン活動報告会について ・次期計画策定について
令和6年8月20日	第7回小金井市子ども・子育て会議 ・現行「のびゆくこどもプラン小金井」の進捗状況の点検・評価 ・令和5年度子どもオンブズパーソン活動報告会について ・次期計画策定について
令和6年9月25日	第8回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和6年10月21日	第9回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和6年11月18日	第10回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和6年12月11日	第11回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和7年1月6日～ 令和7年2月5日	次期計画素案パブリックコメントの実施
令和7年3月10日	第12回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和7年3月〇日～ 令和7年3月〇日	小金井市子ども・子育て会議委員による次期計画案の最終確認
令和7年3月〇日	小金井市子ども・子育て会議「のびゆくこどもプラン小金井（案）について（報告）」（※資料4参照）

資料4 「のびゆくこどもプラン 小金井（案）」について（報告）

（写）

令和2年3月24日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市子ども・子育て会議
会長 倉持 清美

のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・
子育て支援事業計画）（案）について（報告）

本会議は、のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）の次期計画に
ついて、鋭意審議を重ねてまいりま
審議の結果を別添のとおりまとめ

要更新

たします。

1 審議結果

のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）の次期計画（案）は別紙のとおりである。（※別紙の添付省略）

2 特記事項

次期計画（案）に関連し、以下の意見を特記する。

(1) 子どもの居場所の継続的検討

子どもの居場所については、対象者に関して、低学年児童のみならず、乳幼児、高学年児童、中高生世代に加え、特別な配慮が必要な子ども、不登校児といった多様な子どもがいることに留意する必要がある。また、居場所に対するニーズについても、遊び、習い事、学習（自習含む）、食事、交流、養育支援のほか、ただ静かに過ごせる居場所が欲しいなど、多様なニーズがあることを踏まえる必要がある。その他、居場所の担い手、ハードのあり方など多くの検討事項がある。

次期計画（案）にも記載のとおり、このような検討事項の検討を今後市で行うこととなった。検討に際しては、子どもや子どもの居場所に係る関係者も交え、継続的に検討できる体制を整備していただきたい。検討体制については様々な形態が考えられるところであるが、その一案として、子ども・子育て会議に子どもの居場所に係る部会を設置し、当該テーマについて集中的かつ継続的に審議することも検討していただきたい。

(2) 学童保育

学童保育については、既に定員超過状態にあるが、計画期間中において利用者数の一層の増加が見込まれる。児童の安全性及び保育の維持・向上のため、学童保育所の整備を進め、全入を維持していただきたい。

要更新

(2) 子どもオンブズパーソン（仮称）

子どもオンブズパーソン（仮称）の設置について、次期計画（案）では「令和2年度検討、令和3年度準備、令和4年度実施」と記載され、現行計画で「実施を含め検討」とされていたことと比べると、一定前進が見られたところである。

子どもオンブズパーソンについては、子どもが相談しやすい仕組みづくり、実効性を持たせるための条例化等、さまざまな検討課題があるが、子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒になって考える場所となるよう、関係者も交え、丁寧に検討していただきたい。

(4) 特別な配慮が必要な子どもの保育

認可保育所での特別支援保育について、次期計画（案）では、「公立保育所および民間保育所の全園で、可能な限り特別な配慮が必要な児童（医療的ケア児を含む）の保育を行う。」とされたところであるが、将来的には、保育の必要性を有し特別な配慮が必要なすべての子どもが保育を受けられるよう、受入れ体制の充実を図っていただきたい。

(5) 子どもの権利の推進

次期計画（案）では、子どもの権利の一層の推進を図るため、子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画を新たに包含することとし、子どもの権利部会を設置し審議を行った。内容面においても、現行計画の基本理念を継承し、「子どもの幸福と権利保障を第一」と位置付けており、子どもの権利の保障を基本として子育て、子育て支援施策を推進していくこととした。

子どもの権利に関する推進計画の策定形式については、のびゆくこどもプラン 小金井に包含させる方法以外にも、別個の個別計画として策定することも考えられるところである。次々期計画策定の際には、子どもの権利を一層推進するために、いずれの策定形式とするか検討していただきたい。

資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について

(写)

令和6年10月21日

小金井市子ども・子育て会議
会長 金子 嘉宏 様

小金井市子ども・子育て会議
子どもの権利部会 部会長 水津 由紀

子どもの権利部会審議内容の報告について

本部会は、「のびゆくこどもプラン 小金井」における施策の方向性1-1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況や子どもの意見表明権を確保する仕組みについて、子どもの権利の視点から検討を行うことを目的に設置され、鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を、別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 子どもの権利部会における審議項目

- (1) 「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況について
 - ア 「のびゆくこどもプラン 小金井」における参考指標を設定する。
 - イ 子どもオンブズパーソン活動に関するモニタリング評価のあり方を検討する。
- (2) 子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて検討する。

2 審議結果

全3回部会を開催し、部会における審議項目について審議した結果、次のとおり取りまとめた。

- (1) 「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況について
 - ア 「のびゆくこどもプラン 小金井」における参考指標
子どもオンブズパーソンの認知度 (%)

(補足)

子どもオンブズパーソンという名前だけでなく、その設置目的や活動内容について認知してもらうことが大切であり、学校現場や地域の大人に対しても認知を広げる努力をすること。

イ 子どもオンブズパーソン活動に関するモニタリング評価

自己評価を原則とする。活動内容については、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第13条の規定に基づき、毎年度市長に報告するとともに、活動報告会において市民に公表する。また、子ども・子育て会議においても報告の場を設けることとする。

(補足)

独立性を持った機関であることから、自己評価を原則とするが、その結果について意見を求め、フィードバックする仕組みができると良い。

また、こども基本法では、子ども施策の策定・実施だけでなく、評価に対しても子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければいけないこととされていることを踏まえ、子どもからの評価を実施できるような仕組みについての検討も必要である。

(2) 子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについて

- ア 子どもが意見をいうだけで終わるのではなく、自分の意見をもって議論し、議論したことが実現までつながるような仕組み（市長に意見提言権をもつ子ども会議の新設など。）が必要。また、合わせて議論を支援する人材（アドボケイト（意見表明支援員））の養成も必要。
- イ 積極的に意見が言いづらい人や施設に入所している子ども、障がいや外国にルーツがある子どもなどの意見を聞くための仕組みについても検討していくことが必要。

3 その他全体的な提言

子どもの権利が活かされる社会環境を実現していくためには、子ども自身だけでなく、教職員や保護者をはじめとした大人たちが、子どもの権利について理解することが必要であることから、大人に対する啓発も強化していく必要があります。

また、こども基本法では、子ども施策の策定・実施だけでなく、評価に対しても子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければいけないこととされていることから、その方法について引き続き検討を進めていく必要があります。

資料6 小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといういろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるようになり成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くようになり成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるようになり成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

(条例が目指すこと)

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかわりを持っている人
- (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人
(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

- 2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。
- 3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

- 2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。
- 4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかわれ、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことについて、自分の考えや意見をはっきり表すことが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることが出来ます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

(家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

- 2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。
- 3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。
- 4 親等は、子どもを育てるに関して、市から必要な情報や支援を受けることが出来ます。

(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せる

よう、適切な支援を特に行わなければなりません。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。
- 5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。
- 7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。
- 3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。
- 4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

- 2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。
- 3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

- 2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。
- 3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

第6章 雑則

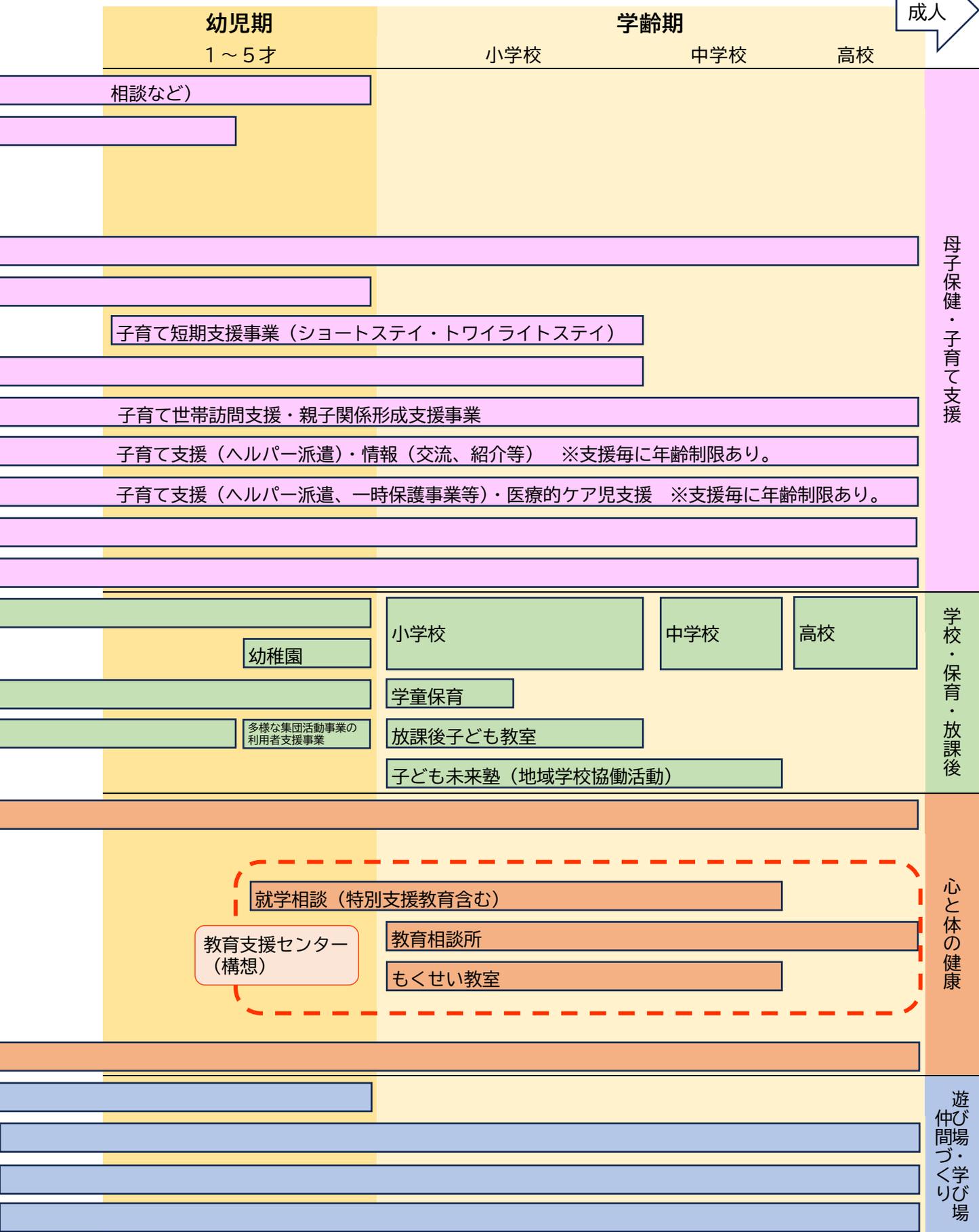
第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

資料7 子育て・子育てカレンダー

	妊娠	出産	乳児期			
			生後～3か月	4～6か月	7～10か月	11・12か月
母子保健・子育て支援	母子保健関連事業（両親学級（母性科・育児科）、新生児等聴覚検査、各種健診・予防接種・健康					
	育児支援ヘルパー（産前産後支援 ※多胎児家庭は3歳未満まで）					
			産後ケア事業			
	妊婦健康診査事業	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）				
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型・特定支援型・基本型・こども家庭センター型）					
			病児保育事業・一時預かり事業（保育園在園児以外）			
			子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）			
			子育てに不安や困難を抱える家庭への支援：養育支援訪問・			
			ひとり親家庭への支援：経済的支援（手当、医療費助成等）・			
			障がいのある方への支援：経済的支援（手当、医療費助成等）・			
		医療費助成制度（乳児～高校生年代）				
	こども家庭センター					
学校・保育・放課後			保育園・認定こども園			
			延長保育事業・一時預かり事業（幼稚園在園児）			
			乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			
心と体の健康			児童発達支援センターきらり			
			子どもオンブズパーソン			
遊び場・学び場	こども家庭センター親子あそびひろば(地域子育て支援拠点・地域子育て相談機関)					
	子育てひろば（地域子育て支援拠点・地域子育て相談機関）・児童館					
			プレーパーク			
	図書館・公民館・市立公園					



資料8 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保内容の算定方法

1 教育・保育施設

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数		次期期計画数			
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
1	1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）	1 必要利用定員総数	1,424	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	189	75	70	69	67	67
		上記以外	1,235	1,115	1,046	1,024	1,001	1,446
		2 確保の内容	1,424	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
		特定教育・保育施設	189	151	151	151	151	151
		確認を受けない幼稚園	800	519	519	519	519	519
		市外の幼稚園	435	520	446	423	398	395
過不足（2-1）	0	0	0	0	0	0		

○ 「量の見込み」算出方法

- ・ 幼児期の学校教育の利用希望が強い

「家庭類型別児童数（3～5歳、2号認定ニーズ）」×「利用意向率（＝推計児童数（3～5歳）の6.3%）」

- ・ 上記以外

「2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）」にて児童人口に対する必要利用定員総数（実績）を算出後、残りの差分を「幼児期の学校教育の利用希望が強い」にて算出した人数を差し引いた人数とした。

○ 「確保の内容」算出方法

- ・ 特定教育・保育施設 …こどものくに幼稚園（74人）、小金井教会幼稚園（38人）、けやきの森認定こども園（39人）
- ・ 確認を受けない幼稚園…こどものくに幼稚園、小金井教会幼稚園を除く幼稚園

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数		次期期計画数			
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
2	2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）	1 必要利用定員総数	1,858	1,800	1,709	1,702	1,685	1,702
		2 確保の内容	2,325	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273
		特定教育・保育施設	2,226	2,226	2,226	2,226	2,226	2,226
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	99	47	47	47	47	47
過不足（2-1）	467	473	564	571	588	571		

○ 「量の見込み」算出方法

「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）を算出後、過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.33%）を加える。

○ 「確保の内容」算出方法

令和7年度認可定員数等と同数

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数		次期期計画数			
			R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3	3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望） ① 3号認定（0歳）	1 必要利用定員総数	256	257	257	259	263	261
		2 確保の内容	351	345	345	345	345	345
		特定教育・保育施設	287	302	302	302	302	302
		地域型保育事業	32	23	23	23	23	23
		認可外保育施設	32	20	20	20	20	20
		過不足（2-1）	95	88	88	86	82	84
保育利用率	39.3%	38.4%	38.3%	38.0%	37.4%	37.7%		

- 「量の見込み」算出方法
「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）割合の過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.01%）を加える。
- 「確保の内容」算出方法
令和7年度認可定員数等と同数

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数		次期期計画数				
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
4	3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望） ②3号認定（1歳）	1 必要利用定員総数	606	585	590	598	609	614	
		2 確保の内容	663	627	627	627	627	627	
		特定教育・保育施設	562	547	547	547	547	547	
		地域型保育事業	36	46	46	46	46	46	
		認可外保育施設	65	34	34	34	34	34	
		過不足（2-1）	57	42	37	29	18	13	
	保育利用率	66.8%	69.2%	69.1%	68.4%	67.6%	67.5%		

- 「量の見込み」算出方法
「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）割合の過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.37%）を加える。
- 「確保の内容」算出方法
令和7年度認可定員数等と同数

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数		次期期計画数				
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
5	3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望） ②3号認定（2歳）	1 必要利用定員総数	683	659	664	674	687	690	
		2 確保の内容	746	702	702	702	702	702	
		特定教育・保育施設	634	625	625	625	625	625	
		地域型保育事業	41	40	40	40	40	40	
		認可外保育施設	71	37	37	37	37	37	
		過不足（2-1）	63	43	38	28	15	12	
	保育利用率	76.2%	77.7%	77.4%	76.6%	75.8%	75.6%		

- 「量の見込み」算出方法
「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）割合の過去6年間（H31→R6）の伸び率平均」の1割（0.35%）を加える。
- 「確保の内容」算出方法
令和7年度認可定員数等と同数

2 地域子ども・子育て支援事業（一部のみ）

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数	次期期計画数				
					(見込)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
2	乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）	対象年齢 0歳	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	量の見込み(人)		989	990	999	1,014	1,008
				確保の内容(人)	1,328	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014
						実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

- 「量の見込み」算出方法
「推計児童数（0歳）」×「事業実績比率（過去5年間最大値、110.0%）」
- 「確保の内容」算出方法
「量の見込み」の最大値と同数

資料編

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3	妊婦健康診査事業	妊婦	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	量の見込み(人)	/	905	906	914	928	922
				確保の内容(人)	1,184	928	928	928	928	928
					実施場所：都内契約医療機関（助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付） 検査項目：計14回、現在の検査項目を引き続き実施					

- 「量の見込み」算出方法
「推計児童数（0歳）」×「妊娠届出数／0歳人口（過去5年平均値、100.7%）」
- 「確保の内容」算出方法
「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
4	産後ケア事業	妊婦	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保をし、もって子育て支援の充実を図ることを目的に実施する事業	量の見込み(人)	/	1,143	1,143	1,154	1,172	1,164
				確保の内容(人)	482	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
					実施体制：委託で実施 実施場所：医療機関（病院）、助産院、利用者自宅（アウトリーチ）					

- 「量の見込み」算出方法
「推計児童数（0歳）」×「登録率45.4%（令和5年度登録率）」×「平均利用日数2.8日（令和5年度利用実績日数/利用実数）」
- 「確保の内容」算出方法
「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	未就学児童	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業	量の見込み(人)	/	604	587	587	587	588
				確保の内容(人)	730	730	730	730	730	730

- 「量の見込み」算出方法
「家庭類型別児童数（0～5歳）」×「利用意向率」×「利用実績日数（1回あたり）」
- 「確保の内容」算出方法
「定員数（2人）」×「年間開所日数（365日）」

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
6	地域子育て支援拠点事業	未就学児童	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業	量の見込み(人/月)	/	5,188	5,199	5,249	5,322	5,312
				確保の内容(人/月)	3,950	3,350	3,350	3,350	5,143	5,143
				確保の内容(か所)	5	5	5	5	6	6
				児童館の子育てひろば事業(人/月)	1,892	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719
				児童館の子育てひろば事業(か所)	4	4	4	4	4	4
				子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業(人/月)	2,058	1,631	1,631	1,631	3,424	3,424
子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業(か所)	1	1	1	1	2	2				

- 「量の見込み」算出方法
「家庭類型別児童数（0～2歳）」×「利用意向率」×「利用希望日数」
- 「確保の内容」算出方法

【児童館の子育てひろば事業】

利用人数の過去5年間の最大値

【こども家庭支援センターの親子遊びひろば事業】

① R7～9；利用人数の過去5年間の最大値

② R10 新福祉会館への移転による地理的利用者増により、①×1.5 (2,446人)

R10 移転後、貫井北地域に地域ひろばとして機能を残存。規模縮小により①×0.6 (978人)

R10以降、3,424人

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
7	病児保育事業	未就学児童	児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業	量の見込み(人日/年)		3,209	3,120	3,117	3,115	3,120
				確保の内容(人日/年)	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018

○ 「量の見込み」算出方法

「推計児童数(0～5歳)」×「利用意向率(56.3%)」

○ 「確保の内容」算出方法

① しんあい保育園で実施されている体調不良時対応型：定員2名(1日)×294日(開所日数)=588人日/年

② さくらんぼ保育室で実施されている病児保育：定員4名(1日)×243日(開所日数)=972人日/年

③ ひよこ保育室で実施されている病児保育：定員6名(1日)×243日(開所日数)=1,458人日/年

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター、就学後含む。)	就学児童	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業	量の見込み(人日/年)		1,460	1,446	1,402	1,362	1,300
				【低学年】	1,317	1,115	1,091	1,045	1,010	955
				【高学年】	558	345	355	357	352	345
				確保の内容(人日/年)	1,875	1,460	1,446	1,402	1,362	1,300

○ 「量の見込み」算出方法

未就学児…「=推計児童数(0～5歳)×利用率実績(過去5年間最大値69.1%)」

低学年…「=推計児童数(6～8歳)×利用率実績(過去5年間最大値32.8%)」

高学年…「=推計児童数(9～11歳)×利用率実績(過去5年間最大値10.1%)」

○ 「確保の内容」算出方法

ファミリー・サポート・センター事業は、「一時預かり事業」と「子育て援助活動支援事業(就学後)」の確保方策として利用されるが、ファミリー・サポート・センター事業の最大確保量[「協会の数の見込み」×「協会員1人当たりの活動件数(過去5年間最大値の17.4日)」]で未就学児・低学年・高学年の量の見込みを受入れることは可能であることから、

・未就学児の量の見込み数=「一時預かり事業」の子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の確保数

・低学年・高学年の量の見込み数=子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター、就学後含む。)の確保数とする。

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
9	延長保育事業(時間外保育)	未就学児童	保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業	量の見込み(人)		1,056	1,030	1,034	1,038	1,045
				確保の内容(人)	1,056	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045

○ 「量の見込み」算出方法

「認可保育所在園児の見込数」×「延長保育利用率(3年平均、32%)」

※R2、R3はコロナの影響で極端に数値が低いため除外

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」と同数

資料編

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
10	放課後児童健全育成事業(学童保育)	就学児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業	量の見込み(人)		1,827	1,924	1,998	2,097	2,161
				【低学年】	1,613	1,658	1,714	1,783	1,886	1,954
				1年生	570	600	640	625	704	713
				2年生	569	543	588	629	616	689
				3年生	474	515	486	529	566	552
				【高学年】	5	169	210	215	211	207
				4年生	5	34	40	39	39	38
				5年生	-	65	66	66	63	63
				6年生	-	70	104	110	109	106
確保の内容(人)	1,160	1,240	1,320	1,400	1,480	1,560				

○ 「量の見込み」算出方法

【低学年】「公立小学校児童の見込数(6~8歳)」×「前年利用(見込)率」×「過去5年実績の平均利用増加率(6歳109%、7歳97%、8歳90%)」

【高学年】「家庭類型別児童数(9~11歳)」×「平均利用意向率(=推計児童数(9~11歳)の平均利用意向率)」

○ 「確保の内容」算出方法

R6	4月1日時点の確保数が公設1,120+民設40=計1,160	R7	1,160人+80人=計1,240人
R8	1,240人+80人=計1,320人	R9	1,320人+80人=計1,400人
R10	1,400人+80人=計1,480人	R11	1,480人+80人=計1,560人

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
11	一時預かり事業	①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業	①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)						
				量の見込み合計(人日/年)		23,002	21,733	21,503	21,180	21,287
				幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	4,379	4,379	4,138	4,094	4,032	4,053
				幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	18,623	18,623	17,596	17,409	17,147	17,234
				確保の内容(人日/年)	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869
				②保育園等における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)						
				量の見込み合計(人日/年)		13,796	13,446	13,437	13,428	13,449
				確保の内容(人日/年)	12,871	13,631	13,521	13,518	13,515	13,522
				(在園児対象型以外)保育園の一時預かり	8,775	8,482	8,482	8,482	8,482	8,482
				子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	3,196	3,939	3,829	3,826	3,823	3,830
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	900	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210				

○ 「量の見込み」算出方法

①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)

ニーズ調査に基づく見込み量を抜粋した。

②保育園等における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)

○ 「確保の内容」算出方法

①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)

平成30年度実績のとおりに

②保育園等における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)

・(在園児対象型以外)保育園の一時預かり …令和5年度実績-保育室

・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

…「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター、就学後含む)」の「確保の内容」算出方法を参照

・子育て短期支援事業(トワイライトステイ) …(令和6年9月開始)「定員数(5人)」×「平均年間開所日数(242日※)」※土、日、祝日、年末年始除く平日数5年平均242.6日より

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
12	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度	量の見込み (人日/年)	/	-	12,672	12,672	12,672	12,672
				確保の内容 (人日/年)	-	-	12,672	12,672	12,672	12,672

○ 「量の見込み」算出方法

「必要受入れ時間数（0歳6か月から満3歳未満の推計児童数）」×「月一定時間（10時間）」

÷ 「定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（月176時間（8時間×22日））」

○ 「確保の内容」算出方法

上記 12,672 人を同数確保

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績 (見込)	第2期計画				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
15	養育支援訪問事業	要支援児童、特定妊婦、要保護児童	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み(人)	/	42	42	42	42	42
				確保の内容(人)	17	42	42	42	42	42
					/	実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6事業所）				

○ 「量の見込み」算出方法

「派遣人数（過去5年間最大値、42人）」

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績数 (見込)	次期期計画数				
					R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
16	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童、特定妊婦等	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラ一等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業	量の見込み(人)	/	365	365	365	365	365
				確保の内容(人)	-	365	365	365	365	365
					/	実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（4事業所）				

○ 「量の見込み」算出方法

養育訪問支援事業（育児家事支援）延べ派遣回数実績＝延べ利用人数過去5年最大値

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」の最大値と同数

資料編

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと 確保の内容	実績数	次期期計画数				
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
18	親子関係形成支援事業	支援が必要と認められる児童及びその保護者等	児童の心身の発達の状況等に 応じた情報の提供、相談及び 助言を実施するとともに、同 じ悩みや不安を抱える保護者 同士が相互に悩みや不安を相 談・共有し、情報の交換ができ る場を設ける等その他の必要 な支援を行うことにより、親 子間における適切な関係性の 構築を図ることを目的とした 事業	量の見込み(人)	/	78	79	79	79	79
				確保の内容(人)	-	80	80	80	80	80
					/	実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（4事業所）				

○ 「量の見込み」算出方法

「推計児童数0～17歳（人）」×「対象人数（育児援助事業参加者数）」÷「各年度全児童数（人）」過去5年最大値

育児不安親支援事業参加者延べ人数 過去5年最大数

○ 「確保の内容」算出方法

事業提供予定延べ人数（定員8人×5回×2ターム）

資料9 関連事業一覧(小金井市子どもの権利に関する条例、子どもの貧困対策、及び子ども・若者育成支援)

■小金井市子どもの権利に関する条例関係事業一覧

	第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
第5条 子どもの権利の普及	1-2 1 子どもの権利学習の推進 1-2 2 子どもの権利についての意識啓発の強化 1-2 3 人権教育の推進 1-2 4 子どもの権利の地域における学習支援 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進	
第7条 安心して生きる権利	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども(子育て総合)相談 1-3 1 虐待防止啓発事業 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進 1-4 1 いじめ等の対策システム 1-4 2 第2次小金井市自殺対策計画の計画的推進 1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 1-4 4 子どもを見守る家(カンガルーのポケット) 1-4 5 セーフティー教室 1-4 6 薬物乱用防止の普及啓発 2-4 4 思春期相談 2-4 5 福祉総合相談窓口 3-1 6 母子保健健康相談事業 3-1 4 予防接種事業 3-1 3 乳幼児健康診査 3-1 7 乳幼児歯科保健指導 3-1 2 新生児等聴覚検査 3-1 10 両親学級(育児科) 3-1 8 栄養個別相談・栄養集団指導 3-1 9 子どもへの食育の推進 3-1 5 小児医療の充実 3-1 11 育児に困難を持つ家庭への支援 3-1 12 多胎児家庭移動支援事業 3-1 13 子育て中の保護者グループ相談 3-1 14 妊婦のための支給給付 4-1 4 養育費確保のための支援 5-3 3 幹線道路の整備 5-3 4 子どもが通る道の安全確保 5-3 5 交通安全教育の推進 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第2節 教育・保育施設の充実 第3節1(1) 利用者支援事業 第3節1(2) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 第3節1(3) 妊婦健診事業 第3節1(4) 産後ケア事業 第3節1(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 第3節1(7) 病児保育事業 第3節1(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 第3節1(9) 延長保育事業(時間外保育) 第3節1(11) 一時預かり事業(トワイライトステイ含む) 第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業
第8条 自分らしく生きる権利	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども(子育て総合)相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 2-4 4 思春期相談 2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会 2-1 4 YA サポータ 2-1 5 多様な声を施策に反映させる工夫の実施	第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業

	第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
	2-1 6 子どもや若者の意見表明のサポート 2-1 7 子どもや若者の意見反映 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 中高生の余暇活動支援 2-4 5 福祉総合相談窓口 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	
第9条 ゆたかに育つ権利	2-1 8 ボランティア活動への参加 2-2 1 子どもの体験事業 2-2 2 各種スポーツ事業 2-2 3 図書館事業 2-2 4 はけの森美術館教育普及活動 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 中高生の余暇活動支援 2-4 1 教育支援センター「もくせい教室」 4-1 4 養育費確保のための支援 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 2 学校図書館活動 5-1 3 国際性を育む教育 5-1 4 特別支援教育 5-1 5 子どもの学習支援事業 5-2 1 異年齢交流 5-2 2 子どもが参加できる行事の促進 5-2 3 各種催し物における、中高生ボランティアの受入 5-2 4 地域諸団体への活動支援 5-3 2 子どもにやさしい自然環境の整備 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第2節 教育・保育施設の充実 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業 第3節1(6) 地域子育て支援拠点事業 第3節1(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制 度） 第3節1(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
第10条 意見を表明する権利	2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会	
第11条 支援を受ける権利	1-1 1 子どもオンズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-4 1 教育支援センター「もくせい教室」 2-4 4 思春期相談 2-4 5 福祉総合相談窓口	第3節1(1) 利用者支援事業 第3節1(6) 地域子育て支援拠点事業 第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業 第3節1(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制 度）
第12条 家庭での子どもの権利の保障	1-1 2 虐待対応事業 1-3 1 虐待防止啓発事業 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握	第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業

	第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
第13条 育ち学ぶ施設での 子どもの権利の保障	1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 2-2 1 子どもの体験事業 2-2 3 図書館事業 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 5 子どもの公共施設の利用 4-2 1 認可保育所での特別支援保育 4-2 2 学童保育所での障がい児保育 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-2 7 児童発達支援センター事業 4-3 2 外国製の幼児の教育・保育施設等利用支援 4-3 3 日本語指導補助員の派遣業務 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 1 コミュニティー・スクールと地域学校協働活動に よる学校・家庭・地域が連綿依した子育て環境の整備 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	第2節 教育・保育施設の充実 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 第3節1(6) 地域子育て支援拠点事業
第14条 地域での子どもの 権利の保障	1-2 4 子どもの権利の地域における学習支援 4-3 5 生活日本語教室 5-1 1 コミュニティー・スクールと地域学校協働活動に よる学校・家庭・地域が連綿依した子育て環境の整備 5-2 1 異年齢交流 5-2 2 子どもが参加できる行事の促進 5-2 3 各種催し物における、中高生ボランティアの受入 5-2 4 地域諸団体への活動支援	
第15条 子どもにやさしい まちづくりの推進	2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会	第3節1(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
第16条 子どもの権利の侵 害に関する相談と救済	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-4 4 思春期相談	

■子どもの貧困対策関係事業一覧

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
1 教育 の 支 援	(1) 幼児教育・無償化の推進及び質の向上	3-4 1 施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） 3-4 2 施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） 3-4 3 保育所等における副食費の補助	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-1 5 教育相談支援 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 5-1 1 コミュニティー・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連携した子育て環境の整備	
	(3) 大学等進学に対する教育機会の提供	3-4 6 小金井市奨学資金	
	(4) 特に配慮を要する子どもへの支援	4-2 6 小中学校特別支援学級 4-3 2 外国製の幼児の教育・保育施設等利用支援 4-3 3 日本語指導補助員の派遣業務 4-3 5 生活日本語教室 2-4 1 教育支援センター「もくせい教室」 5-1 4 特別支援教育	
	(5) 教育費負担の軽減	3-4 6 小金井市奨学資金 3-4 7 就学援助制度 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	
2 生 活 の 支 援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	1-1 2 虐待対応事業 2-3 2 児童館事業 3-1 6 母子保健健康相談事業 3-1 3 乳幼児健康診査 3-1 1 両親学級（母性科？） 3-1 5 小児医療の充実 3-1 11 育児に困難を持つ家庭への支援 3-1 12 多胎児家庭移動支援事業 3-1 13 子育て中の保護者グループ相談 3-1 14 妊婦のための支給給付 3-2 1 子育て情報の提供 3-2 2 子育て総合相談 3-2 3 育児支援ヘルパー事業 3-2 4 子育て施設の地域支援事業 3-2 5 民生委員・児童委員の活動 3-2 6 子育ての仲間づくり事業 3-2 7 子育て講座の開催 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談事業 4-1 3 母子生活支援施設への入所支援 6-1 1 子育て支援ネットワーク 6-1 2 子育てグループへの活動支援 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第3節 1(1) 利用者支援事業 第3節 1(2) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 第3節 1(3) 妊婦健診事業 第3節 1(4) 産後ケア事業 第3節 1(6) 地域子育て支援拠点事業 第3節 1(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第3節 1(15) 養育支援訪問事業
	(2) 保護者の生活支援	2-4 5 福祉総合相談窓口 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業 第3節 1(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節 1(11) 一時預かり事業（トワイライトステイ含む） 第3節 1(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）
	(3) 子どもの生活支援	1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-4 4 思春期相談	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業 第3節 1(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節 1(11) 一時預かり事業 第3節 1(8) 病児保育事業

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
		2-4 5 福祉総合相談窓口 3-1 9 子どもへの食育の推進 4-1 4 養育費確保のための支援 5-1 5 子どもの学習支援事業 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	第3節1(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）
	(4) 児童養護施設退所者等に関する支援	4-4 1 里親制度の照会と周知	第3節1(15) 養育支援訪問事業 第3節1(16) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(17) 児童育成支援拠点事業 第3節1(18) 親子関係形成支援事業
3	保護者に対する就労の支援	3-4 8 雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 3-4 9 再就職の支援 3-4 10 女性のための再就職支援講座 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談事業 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	第3節1(7) 病児保育事業 第3節1(9) 延長保育事業（時間外保育）
4	経済的支援	3-1 12 多胎児家庭移動支援事業 3-1 14 妊婦のための支給給付 3-4 1 施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） 3-4 2 施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） 3-4 3 保育所等における副食費の補助 3-4 4 乳幼児・義務教育就学児・高校生等の医療費の助成 3-4 5 愛育手当 3-4 6 小金井市奨学資金 3-4 7 就学援助制度 4-2 5 児童育成手当（障害）	第3節1(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■子ども・若者育成支援関係事業一覧

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
1 健 や か な 成 長 と 自 立 に 向 け た 支 援	(1) 基本的な生活習慣の形成と学力の向上	2-4 1 教育支援センター※「もくせい教室」 2-4 2 不登校等児童・生徒への支援 2-4 3 子ども（子育て総合）相談→1(4)? 2-4 4 思春期相談→1(4)? 2-4 5 福祉総合相談窓口→2(4)?	第3節1(6)地域子育て支援拠点 第3節1(7)児童育成支援拠点事業
	(2) 豊かな人間性の育成と健全な心身の形成	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業→2(2)? 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置→2(3)? 1-2 1 子どもの権利学習の推進 1-2 2 子どもの権利についての意識啓発の強化 1-2 3 人権教育の推進 1-2 4 子どもの権利の地域における学習支援 2-2 1 子どもの体験事業 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業	第3節1(5)養育支援訪問事業 第3節1(6)子育て世帯訪問事業 第3節1(8)親子関係形成支援事業
	(3) 時代の変化に対応できる力の養成	1-4 5 セーフティー教室 6-2 1 人権尊重、男女平等やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発 6-2 2 父親向け交流事業の推進	
	(4) 健康・安全に生活できる力の養成	1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-3 2 ヤングケアラーの相談 2-4 4 思春期相談 2-4 6 若者支援における支援体制・連携体制の構築 3-1 9 子どもへの食育の推進 5-3 5 交通安全教育の推進	第3節1(2)乳児家庭全戸訪問事業 第3節1(3)妊婦健診事業 第3節1(4)産後ケア事業
	(5) 社会貢献、社会参加、自立の支援	2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 中学校生徒会による意見交換会 2-1 4 YAサポーター 2-1 5 多様な声を施策に反映させる工夫の実施 2-1 6 子どもや若者の意見表明のサポート 2-1 7 子どもや若者の意見反映 2-1 8 ボランティア活動への参加	
	(6) 就業意欲と能力、職業訓練、就業支援の充実	2-4 7 就労準備・社会参加支援事業 3-4 8 雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 3-4 9 再就職の支援 3-4 10 女性のための再就職支援講座 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	
	(7) 学習の機会を確保するための多様な支援	1-1 5 教育相談事業 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 5-1 1 コミュニティー・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連携した子育て環境の整備 5-1 2 学校図書館活動 5-1 3 国際性を育む教育 5-1 4 特別支援教育 5-1 5 子どもの学習支援事業	
2 困 難 を 有 す る 子 ど も ・ 若 者 や 家	(1) さまざまな障害のある子ども・若者の支援	4-2 1 認可保育所での特別支援保育 4-2 2 学童保育所での障がい児保育 4-2 3 障がい児の緊急・一時預かり 4-2 4 障がいの早期発見(乳幼児健康診査) 4-2 5 児童育成手当（障害） 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-2 7 児童発達支援センター事業 4-2 8 医療的ケア児連絡調整体制整備事業 4-2 9 医療的ケア児支援コーディネート事業 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	第2節 教育・保育施設の充実 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
	(2) 児童虐待防止と社会的養護体制の充実	1-1 2 虐待対応事業 1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-3 1 虐待防止啓発事業 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築	第3節1(5)養育支援訪問事業 第3節1(6) 子育て世帯訪問支援事業 第3節1(7) 児童育成支援拠点事業 第3節1(8) 親子関係形成支援事業

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
族 へ の 支 援	(3) いじめ問題、不登校・中途退学者への支援	1-1 4 巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-4 1 いじめ等の防止対策 1-4 2 第2次小金井市自殺対策計画の計画的推進 1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 1-4 4 子どもを見守る家（カンガルーのポケット） 2-4 1 教育支援センター※「もくせい教室」 2-4 2 不登校等児童・生徒への支援 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業	第3節1(17) 児童育成支援拠点事業
	(4) ひきこもり、若者無業者（ニート）の支援	1-3 2 ヤングケアラーの相談 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-4 5 福祉総合相談窓口 2-4 6 若者支援における支援体制・連携体制の構築 2-4 7 就労準備・社会参加支援事業	
	(5) ひとり親家庭・生活困窮家庭などの支援	2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談支援事業 4-1 3 母子生活支援施設への入所支援 4-1 4 養育費確保のための支援 4-1 5 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業	
	(6) 外国籍など特に困難を抱える人への支援	4-3 1 各国の言語による情報提供 4-3 2 外国籍の幼児の教育・保育施設等利用支援 4-3 3 日本語指導補助員の派遣業務 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 4-3 5 生活日本語教室 5-3 6 だれでもが遊べる公園づくり	
	(7) 非行・犯罪への対策と子ども・若者支援	1-4 3 子どもを犯罪から守る防犯対策 1-4 4 子どもを見守る家（カンガルーのポケット） 1-4 5 セーフティ教室 1-4 6 薬物乱用防止の普及啓発	
	(8) 心と体に困難や悩みを抱える人への支援	1-4 2 第2次小金井市自殺対策計画の計画的推進 4-2 1 認可保育所での特別支援保育 4-2 2 学童保育所での障がい児保育 4-2 3 障がい児の緊急・一時預かり 4-2 4 障がいの早期発見（乳幼児健康診査） 4-2 5 児童育成手当（障害） 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-2 7 児童発達支援センター事業 4-2 8 医療的ケア児連絡調整体制整備事業 4-2 9 医療的ケア児支援コーディネート事業	第3節1(16)子育て世帯訪問事業 第3節1(17)児童育成支援拠点事業
3 成 長 を 社 会 全 体 で 支 え る 環 境 整 備	(1) 家庭の養育力・教育力・親育ちの支援	1-3 2 ヤングケアラーの相談 3-1 1 両親学級（母性科） 3-2 1 子育て情報の提供 3-2 2 子育て総合相談 3-2 3 育児支援ヘルパー事業 3-2 4 子育て施設の地域支援事業 3-2 5 民生委員・児童委員の活動 3-2 6 子育ての仲間づくり事業 3-2 7 子育て講座の開催 4-1 4 養育費確保のための支援 6-2 2 父親向け交流事業の推進	第3節1(1) 利用者支援事業 第3節1(2) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 第3節1(3)妊婦健診事業 第3節1(4)産後ケア事業 第3節1(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節1(6)地域子育て支援拠点 第3節1(7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 第3節1(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。） 第3節1(9) 延長保育事業（時間外保育） 第3節1(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 第3節1(11) 一時預かり事業 第3節1(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 第3節1(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

		第4章 施策の展開 掲載事業	第5章 子ども・子育て支援事業計画 掲載事業
			第3節1(8) 親子関係形成支援事業
(2) 家庭・地域と一体となった学校の運営	5-1 1 コミュニティー・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連携した子育て環境の整備 5-1 2 学校図書館活動 5-1 3 国際性を育む教育 5-1 4 特別支援教育 5-1 5 子どもの学習支援事業 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業		
(3) 地域における多様な活動の場の充実	2-2 2 各種スポーツ事業 2-2 3 図書館事業 2-2 4 はげの森美術館教育普及活動 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 中高生の余暇活動支援 4-3 4 市立公園及び環境楽習館での交流イベント 5-1 6 市立公園等での花壇・菜園事業 6-3 1 子育てに配慮した公共施設の改善 6-3 2 小中学校のスポーツ開放		
(4) 地域における子ども・若者の安全対策	1-3 3 ヤングケアラーの実態把握 1-3 4 ヤングケアラーへの理解・促進 1-3 5 ヤングケアラー支援・関係機関連携体制の構築 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 5-3 1 ユニバーサルデザインのまちづくり 5-3 2 子どもにやさしい自然環境の整備 5-3 3 幹線道路の整備 5-3 4 子どもが通る道の安全確保 5-3 5 交通安全教育の推進 5-3 6 だれもが遊べる公園づくり		
(5) 地域の社会環境の健全化の推進	5-4 1 環境問題の意識向上や環境学習 5-4 2 発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた啓発事業 6-2 1 人権尊重、男女平等やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発 6-2 2 父親向け交流事業の推進		
(6) 情報通信等の社会変化への対応	6-1 1 子育て支援ネットワーク 6-1 2 子育てグループへの活動支援 6-1 3 ボランティアセミナー		

資料 10 用語解説

	用語	意味
か行	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条）。 ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
か行	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。
か行	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
か行	教育機会確保法	学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに 対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律（平成28年12月公布）。
か行	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
か行	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。
か行	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
か行	小金井市いじめ防止対策推進条例	いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、小金井市、小金井市教育委員会、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための条例（令和3年4月施行）。
か行	小金井市子どもの権利に関する条例	子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指す条例（平成21年3月制定）。
か行	子どもオンブズパーソン	子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくることを目的に、子どもの権利が広く保障されるようさまざまな取り組みを行う第三者的機関。
か行	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。
か行	子ども・子育て関連3法	①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関連法律の整備法。
か行	子どもの最善の利益	児童の権利に関する条約で定められている原則の一つ。子どもに関することが行われるときは、その子どもにとっても最も良いことが第一に考慮されるべきである、という考え方のこと。
か行	こどもの貧困解消対策推進法	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもが権利利益を害され、社会から孤立することのないようにするための対策を総合的に推進することを目的とする法律
か行	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、施策の基本となる事項を定めること等により、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律。
さ行	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
さ行	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）

	用語	意味
さ行	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地方自治体や事業主による行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした法律。 平成 27 年 3 月までの時限法であったが、令和 17 年 3 月まで再延長された。
さ行	児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。
さ行	社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）	問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を社会的排除と規定し、これに対して社会的排除の構造と要因を克服するべく、社会参加を促し保障する一連の政策的な対応。
さ行	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業（法第 7 条）。
さ行	成育医療等基本方針	成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項などについて示すもの。
さ行	相対的貧困率	等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合。
た行	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業（法第 59 条）。
た行	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第 7 条）。
た行	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第 11 条）。
た行	特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第 27 条）
た行	特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付費の支給にかかわる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第 29、43 条）
な行	認定こども園	保護者が就労している、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れて幼児教育・保育を提供する施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。
な行	ニート	15～39 歳の非労働力人口（状況をかながみて求職活動をしていない人など）のうち、家事も通学もしていない人。
は行	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
は行	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。
は行	放課後子ども総合プラン	小学校児童を対象に、共働き家庭の児童等に放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、全ての児童に多様な体験・活動を行うことができる環境を計画的に整備する取組。学校施設や公共施設等を活用し、学童保育所及び放課後子ども教室を一体的又は連携した実施を推進するもの。
は行	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第 19 条）。
は行	母子保健法	母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じて、国民保健の向上に寄与することを目的とする法律。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ら行	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。

のびゆくこどもプラン 小金井

令和7年3月

発行 小金井市

編集 子ども家庭部 子育て支援課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042-387-9836

FAX 042-386-2609

E-mail s050599@koganei-shi.jp